案件番号 121324012

令和６年度

東京国際空港爆発物検知器（携帯型）保守点検

特記仕様書

令和６年２月

国土交通省関東地方整備局

東京空港整備事務所

１．概要

本業務は、東京国際空港内に設置された制限区域内外への車両等出入港用保安ゲートにおいて、保安検査に使用される爆発物検知機（携帯型）（以下「検査機器」と言う）の正常な稼働を確実に保持するための保守点検を行うものである。

２．対象機器・数量

RS Dynamics 社　Mini Explonix 3　　４台（令和２年３月取得）

３．履行期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

４．履行場所

受注者が作業を行う場所とする。

５．寄託物品

品　名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	返還場所	摘要
				引渡時期	返還時期	
爆発物検知器	RS Dynamics 社 Mini Explonix3	台	4	当局職員指定の場所	当局職員指定の場所	
				当局職員指定の時期	当局職員指定の時期	

６．保守点検

（１）総則

１）受注者は、検査機器の重要性を認識し、性能の維持に努めるとともに、障害に対しては速やかに原状回復に努めるものとする。

２）受注者は、検査機器が常に最良の状態を保持できるよう、総合的な点検保守の責任を負うものとする。ただし、当所側の不適切な使用及び取り扱いに起因する障害については、保守の対象外とする。

（２）実施内容

１）受注者は、 以下の保守を行うものとする。

① 履行期間中は、24 時間体制で電話対応を可能とすること。ただし、電話対応ができない場合は、予め監督職員と協議の上、決定すること。

② 爆発物検知機（携帯型）の代替機（以下「代替機」と言う）は、東京国際空港内に常時使用できる状態で保管しておくものとし、履行期間中に必要とされる場合は、速やかに当所へ代替機を貸与するものとする。

なお、代替機の貸与は、履行期間中24時間対応ができることとし、代替機の受け渡し場所は、受注者指定場所（東京国際空港内）とする。

③　代替機の貸与は、同時に４台まで可能とすること。

２）受注者は、検査機器の点検に十分な知識と経験を有する者を点検者とし、検査機器の正常な機能を確保するために次のとおり点検を行うものとする。

①　受注者は、製造業者が定めた年１回の点検（外観点検、感度点検、内部クリーニング、アラーム点検）を行うものとする。

②　上記、記載事項以外に部品の交換及び修理等が必要となる場合は、修理内容を明記した上で監督職員と協議を行うものとする。なお、これに伴う変更契約は履行期間末日までに行うものとする。

③　交換する部品はすべて新品とし、当該機器製造社が指定したものを使用すること。また、交換作業により不用となる消耗品は、受注者の負担において適正に処分するものとする。

３）検査機器の点検台数及び実施期間は、事前に監督職員と調整するものとする。

４）検査機器の受け渡し場所は、受注者指定場所（東京国際空港内）とする。

５）点検保守に必要な事務用品、工具用品はすべて受注者の負担とする。

７．損害賠償

受注者は、 検査機器の搬送及び点検に伴い損害を与えた場合は、速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、監督職員の指示に従い受注者の負担において、これを原状に回復しなければならない。

また、点検を行うにあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、 受注者がその賠償額を負担する。

８．提出書類

点検実施後は、点検記録簿を作成のうえ、当該機器製造社発行の「感度校正証明書」を付して監督職員に提出するものとする。

９．検収

受注者は、本業務の完了を書面にて通知するものとし、検査職員による検査合格をもって検収とする。

１０．支払

代金の支払いは、前項の検収後、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

１１．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２）（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

（４）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

１２．情報管理体制

（１）受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等下情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。

（確保すべき履行体制）

・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達または漏洩してはならない。

（２）受注後、本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局令和５年３月）様式番号 44)」を発注者に提出し、その同意を得ること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を提出し、再度発注者の同意を得ること。

（３）本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示または漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

（４）業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

（５）本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

１３．受注者は業務の実施にあたり、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

以　上